

令和8年度

航空機騒音測定データ処理業務委託

(松ヶ丘公民館及び更科公民館)

仕様書

千葉県環境局環境保全部環境規制課

第1章 総 則

1 目 的

松ヶ丘公民館及び更科公民館における航空機騒音の測定データを解析し、航空機騒音に係る基礎資料を得ることを目的とする。

2 委託名

令和8年度航空機騒音測定データ処理業務委託（松ヶ丘公民館及び更科公民館）

3 委託場所

松ヶ丘公民館及び更科公民館

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月26日まで

5 業務の遂行

受注者は、常に最高の技術を発揮し、委託契約書及び本仕様書に基づいて業務を誠実に遂行しなければならない。また、業務の遂行にあたっては、データ処理業務に支障がないよう人員を確保すること。

6 中立性及び秘密の保持

受注者は、常に中立性を保持するように努めるとともに、業務を遂行する上で知り得た事項について、発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

7 提出書類等

- (1) 受注者は、業務の着手にあたり、着手届を提出するとともに、業務の技術上の管理及び統括を行う主任技術者を定め、その選任届を提出するものとする。
- (2) 受注者は、業務の完了にあたり、完了届を提出するものとする。

8 疑 義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事象が発生した場合は、速やかに発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

9 協議書の作成及び保管

発注者及び受注者は、本業務について協議を行った場合、別紙に定める様式により協議書を作成し、双方で保管すること。

10 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第2章 委託業務内容

1 データ処理（令和8年3月1日データから令和9年2月28日データまでの12か月分）

別表1の測定地点で得られた当該月の測定データを発注者から受取り（当該月の翌月10日頃）、測定局ごとに次の項目について処理を行う。

○航空機騒音の識別判定

○日報、月報の算出

○データの解析

・1機ごとの最大値 ($L_{A,Smax}$) [dB]

・1機ごとの単発騒音暴露レベル (L_{AE}) [dB]

・1機ごとの飛行高度[ft]（気圧補正值） ※SSRを用いる。

・1機ごとの型式判定 ※SSRを用いて、可能な限り型式判定を行う。

・航空機騒音発生回数：日、月[回]

・加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL)：日、月

※加重等価継続感覚騒音レベルの算出に当たっては、航空機騒音測定・評価マニュアル（平成21年7月環境省）によるものとする。

・時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})：日、月

※時間帯補正等価騒音レベルの算出に当たっては、航空機騒音測定・評価マニュアル（令和2年3月環境省）によるものとする。

○データの照合

処理したデータを「国土交通省作成日報」等で照合し、1機ごとの型式を可能な限り確認する。

2 報告書の作成

(1) 月報等

ア 基本データ

航空機一機ごとの最大値、単発騒音暴露レベル、継続時間、飛行高度、型式判定を月単位で別表2のとおりまとめる。

イ 日報

一日の時間区分ごとの騒音発生回数、一日ごとの $L_{A,Smax}$ のパワー平均値、一機ごとの最大値の幅、WECPNL、 L_{den} を月単位で別表3のとおりまとめる。

ウ 月報

月ごとの WECPNL、 L_{den} 、 $L_{A,Smax}$ のパワー平均、一機ごとの最大値の幅と騒音発生回数を別表4のとおりまとめる。

(2) 完了報告書

上記(1)イ、ウについて委託期間内分をまとめる。

第3章 報告書の提出

報告書の提出時期・部数等は、次のとおりとする。

(1) 月報等

各月の基本データ・日報・月報の電子ファイルを、原則翌月25日（25日が休日の場合は次の開庁日）までに発注者が指定するメールアドレスに提出すること。

(2) 完了報告書

日報・月報をA4判ファイルに取りまとめ、委託期間内に提出すること。

協 議 書

年 月 日

委 託 名

履 行 場 所

委 託 期 間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

担 当 課

発 注 者 千葉市 担当者職氏名

印

受 注 者

印

質疑・提案等	調査・検討・協議内容等	合議結果
(月 日)	(月 日)	(月 日)